

中小企業診断士の視点

第45回 外国人財活用に向けた現実と未来



中小企業診断士 高橋 哲平
一社) 埼玉県中小企業診断協会

今朝、コーヒーを買ったコンビニでお釣りを渡してくれたのはベトナム人でした。読者の方々も、最近本当に外国人が増えたな、と感じていると思います。果たして、彼ら彼女ら外国人は、私達にどのような影響を与えてくれるのでしょうか。

私は仕事上、年間200名を超える外国人労働者の雇用管理に携わっています。今回は、外国人労働者の活用について、従来から存在する「技能実習」と新たな制度「特定技能」についてご紹介します。

1. 技能実習と特定技能

まず、技能実習制度は、3年または5年を区切りとした、日本国で技能を学ぶことを前提とした制度です。入国したばかりの実習生は日本語が不十分なため、仕事面における教育は当然のこと、居住環境整備や通院の送迎、ゴミ出しルールなどの生活補助も、受け入れる側（企業側）が面倒を見ることになります。また、実習を継続するための技能検定試験（1年目・3年目）において、企業は実習生の試験対策に一定の時間を費やす必要があります（不合格の場合実習生帰国）。

一方、2019年4月から施行された特定技能ですが、特定技能1号と2号に分かれており、1号は5年、2号資格取得者は更新により半永久的に在留可能です。また、技能実習と違い、より良い待遇の企業へ自由に転職できます。特定技能資格を取得して来日する方法は、特定技能試験に合格して技能水準を満たすこと、日本語能力試験に合格して（N4）日本語能力を証明することなどが必要となります。ただし、技能実習3年を満了した者は、これらの試験が免除となります。

2. これからの外国人財“財”活用

一見、新しくできた特定技能制度は自由度が高く、受け入れ側にとっても有意義な制度のように思えます。ただ、求められている日本語能力（N4）は、挨拶や簡単な日常会話ができる程度のレベルであり、技能水準を計る特定技能試験に合格できたとしても、すぐに仕事に活かせるかという疑問が残ります。そこで着目していただきたいのが、技能実習を終えた者たちは、特定技能試験が免除されるという点です。技能実習を終えた者は日本語レベル・仕事レベルも高く、即戦力となるでしょう。つまり、技能実習制度を活用し人材育成を行い、その後5年の受け入れが可能な特定技能に移行させ即戦力として再度受け入れるハイブリッド型の人材活用こそがこれからの外国人財活用術だと考えます。

我々、中小企業診断士は、「ヒト」に関するプロフェッショナルでもあります。外国人財ご活用をご検討の際にもぜひともご相談いただければと思います。

【問い合わせ先】

埼玉県中小企業診断協会

ホームページ：<https://sai-smeca.com/>

電話：048-762-3350

Eメール：rmcsai@nifty.com